

## <国による支援>

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さんへの支援策

融資

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度

> 支援の内容等は次のとおりです。なお、金利や融資限度額等の詳細については下記までお問合せください。

### 融資条件

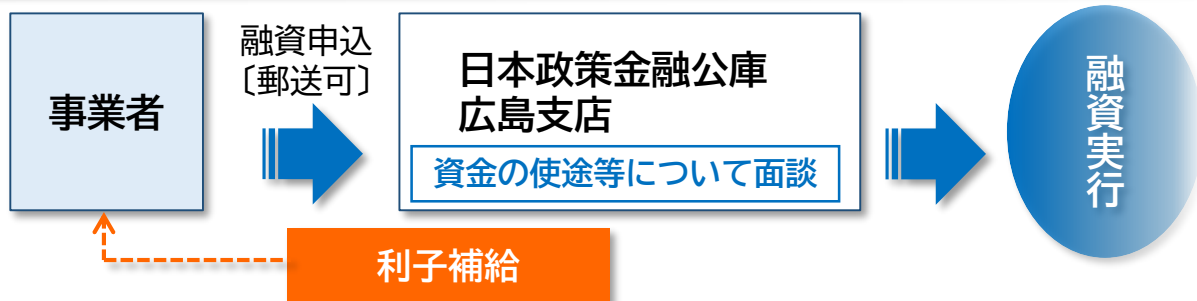
○売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少 など

#### 特別利子補給制度

適用対象 個人事業主 : 要件なし  
小規模事業者 : 売上高15%減  
中小企業者 : 売上高20%減

※ 実質無利子・無担保

### 融資までの流れ



### 必要書類

#### 共通

○借入申込書  
○確定申告書・決算書等の写し等

#### 国民生活事業(小規模事業者等)

○売上減少の申告書  
○事業概要の自己申告書等

#### 中小企業事業(中小企業者)

○法人の登記事項証明書  
○代表者個人の印鑑証明書等



借入申込書等は  
こちらからダウンロード  
できます

新型コロナウイルス感染症特別貸付

検索

> 借入申込書等のダウンロードが困難な場合は下記までご相談ください。

### お問合せ先

日本政策金融公庫 広島支店〔中区紙屋町1-2-22 広島トラングェルビルディング〕  
国民生活事業 ☎ 082-244-2231  
中小企業事業 ☎ 082-247-9151